

# 仕様書

- 1 事業名称  
小中学校情報システム管理事業
- 2 業務名  
各小中学校GIGAスクール端末用ソフト賃貸借
- 3 目的  
市内小中学校に配備されているGIGAスクール用端末（以下 端末）について、学習支援及びフィルタリングソフト（以下 ソフトウェア）を継続して利用すること。
- 4 概要  
学習支援ソフト（自主学习ソフト及び授業支援ソフト）の賃貸借  
フィルタリングソフトの賃貸借  
賃貸借物件に関する設定等  
賃貸借物件に関する保守
- 5 賃貸借物件  
市内小中学校に配備されている端末及びソフトウェア
- 6 納入場所  
各小中学校(7校)及び蕪崎市教育課  
① 蕪崎小学校 (〒407-0024 蕪崎市本町二丁目2番41号)  
② 穂坂小学校 (〒407-0175 蕪崎市穂坂町宮久保6121番地)  
③ 蕪崎北東小学校 (〒400-0001 蕪崎市藤井町駒井1912番地)  
④ 蕪崎北西小学校 (〒407-0055 蕪崎市清哲町青木193番地の1)  
⑤ 甘利小学校 (〒407-0036 蕪崎市大草町上條東割821番地の1)  
⑥ 蕪崎西中学校 (〒407-0043 蕪崎市神山町鍋山1番地1)  
⑦ 蕪崎東中学校 (〒407-0004 蕪崎市藤井町南下条371番地)  
⑧ 蕪崎市役所 教育課 (〒407-8501 蕪崎市水神1丁目3番1号)
- 7 賃貸借期間  
令和8年7月1日～令和13年6月30日（60ヶ月）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 8 納入完了期日  
令和8年6月30日（令和8年7月1日から稼働可能な状態とすること。）
- 9 提出書類  
納入完了時、市が指定する情報を記載した完成図書を2部提出すること。
- 10 積算価格  
月額 円（内 消費税額 円）  
5年総額 円（内 消費税額 円）  
令和8年度執行予定額 円（内 消費税額 円）

## 11 内容（積算の基礎）

### ① 賃貸借物件及び保守

項目	数量	単位	単価	金額
ラインズ e ライブラリアドバンス 韮崎市特別版 (小学校分)	1	ライセンス		
ロイロノート・スクール 1人1台自治体プラン 1年ライセンス	7,868	ライセンス		
Jamf Safe Internet Add-on for Jamf MDM 新規/追加 5年間	1,779	ライセンス		
ソフト部分 小計				
ソフト部分 5年リース (月額) (税別)				
ラインズ学習ソフト 保守 (アプリケーションの更新、ユーザー年次更新) (年間)	5	年		
ロイロ学習ソフト 保守 (アプリケーションの更新、ユーザー年次更新) (年間)	5	年		
Jamf safe internet 学習ソフト保守 (アプリケーションの更新、ユーザー年次更新) (年間)	5	年		
保守部分 小計				
保守部分 5年リース (月額) (税別)				
ソフト部分+保守部分 リース月額 (税抜)				
ソフト部分+保守部分 リース月額 (税込み)				
リース5年総額 (税込)				

### ② 賃貸借物件仕様

各ソフトウェアについては以下の仕様とし、端末にソフトウェアの導入及び設定を行い、使用できる状態にすること。

#### (1) 自主学習ソフト

- ・物件指定：ラインズ e ライブラリアドバンス 韮崎市特別版 (小学校分)
- ・同等品不可
- ・iPad上のブラウザでの使用を前提として導入を行うこと。  
ただし、賃貸借期間中にiPadに対応したアプリケーションがリリースされた場合には、市の指示によりアプリケーション版への移行を行うこと。
- ・以下のオプションを含めること。  
小学校プリントパック

#### (2) 授業支援ソフト

- ・物件指定：ロイロノート・スクール 1人1台自治体プラン
- ・同等品不可
- ・iPadに対応したアプリケーション版の使用を前提として導入を行うこと。

#### (3) フィルタリングソフト

- ・物件指定：Jamf Safe Internet Add-on for Jamf MDM
- ・同等品不可

## 12 賃貸借特記仕様

### (1) 設定仕様

- ・ 設定調整については、担当者と十分な協議を行った上で実施すること。
- ・ ソフトウェア設定については、既存ネットワーク環境及び端末の設定を十分把握した上で行うこと。
- ・ ソフトウェアの設定を行う際に必要となる作業は、既存端末保守業者に作業依頼を行うこと。この作業に関わる既存端末保守業者に支払われる費用は、本契約に含むものとする。
- ・ 各学校の既存機器及びネットワーク環境についても、ソフトウェアの使用を前提として必要な設定を行うこと。この作業に関わる既存端末保守業者に支払われる費用は、本契約に含むものとする。
- ・ 既存ネットワーク環境の設定変更を行う場合は、保守業者に作業依頼を行うこと。この作業に関わる既存業者に支払われる費用は、本契約に含むものとする。

### (2) 保守仕様

- ・ 賃貸借期間中、各ソフトウェアについてアプリケーションの更新を年1回以上実施すること。なお、1年度内にアプリケーションの更新が発表されない場合は不要とする。
- ・ 賃貸借期間中、ユーザーの年次更新作業を実施すること。
- ・ ユーザーの年次更新作業は、各学校の修了式から4月10日の間に行うことを基本とし、年1回実施すること。

### (3) その他

- ・ ソフトウェアの導入設定及び使用のうえで、端末及びネットワークの設定を変更する必要がある場合は、市担当者と協議のうえ進めること。

## 13 その他

### (1) 支払い

- ・ 賃貸者は、賃借者に対し、翌月10日までに前月の納品書を提出すると共に、担当者の検収を受けた後、それに対する請求書を提出すること。なお、賃借者はその請求があった日から30日以内に賃貸者に対し、賃借料を支払うものとする。

### (2) 特記事項

- ・ 上記仕様等について、担当者と打ち合わせ等を実施すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、賃貸借者双方で協議のうえ決定するものとする。

## 14 担当課

韮崎市役所 教育課

山梨県韮崎市水神1-3-1 / 連絡先：0551-45-7208